

新型コロナウイルス感染症対応支援金のお知らせ(事業者・労働者向け)



●お知らせ

新型コロナウイルス感染症に関する給付金等の情報をお知らせします。詳しくは、関係省庁などのホームページまたはコールセンターにお問い合わせください。

●対象者は・・・

新型コロナウイルス感染症拡大により売上が減少するなどの影響を受けた事業者や休業手当を受取る事ができなかった労働者が対象です。

●申請に困ったら・・・

電子申請を基本としていますが、パソコンやスマホを持っていない方の申請や各種相談にも応じますので、気軽にお問い合わせください。

問 役場商工観光課 ☎42-2275④238

区分	国				北海道	松前町
	持続化給付金	家賃支援給付金	雇用調整助成金	休業支援金・給付金	経営持続化臨時特別支援金	経営支援金
対象者	事業者	事業者	事業者	労働者	事業者	事業者
概要	事業収入(売上)を得ている法人または個人事業者で、令和2年1月から12月までの間の、いずれかひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者に、給付金が給付されます。 ※確定申告していること ※1月から3月に創業した事業者も対象	令和2年5月から12月までの間で、いずれかひと月の売上が前年同月比で50%以上減少、または連続する3カ月の売上の合計が前年同期と比較して30%以上減少している事業者に、支払家賃の一部が給付されます。	令和2年4月から9月までの期間内に休業し、労働者に休業手当を支払う場合に、その一部が助成されます。 ※最近1カ月間の売上高または生産量などが前年同月比で5%以上減少していること	令和2年4月から9月までの間に、事業主の指示により休業した労働者で、休業手当を受け取ることができない方に、休業前賃金の8割を、休業実績に応じて給付されます。 ※雇用保険に加入していないアルバイトも対象	国の持続化給付金を受給する事業者で、「新北海道スタイル」を実践する事業者に、支援金が給付されます。 ※国の持続化給付金の「給付通知書」の写しが必要 ※道の休業要請等に協力した事業者には直接案内しています。	事業収入(売上)を得ている法人または個人事業者で、国の持続化給付金に準じた売上が前年同月比で、30～50%未満減少した事業者に、給付金が給付されます。 ※確定申告していること ※令和2年1月から3月に創業した事業者も対象
支援金の額	個人 100万円以内 法人 200万円以内 ※昨年1年間の売上から減少分を差し引いた額を上限とする。	(月額家賃×2/3)×6倍	解雇を行わず雇用を維持した場合は支払った休業手当の全額 解雇を行った場合は支払った休業手当の8割	(休業前の1日当たりの平均賃金×80%)×休業日数 ※平均賃金は、休業前6カ月のうち任意の3カ月分の賃金を90で除した額	一律5万円	40～50%未満 30万円以内 30～40%未満 20万円以内 ※昨年1年間の売上から減少分を差し引いた額を上限とする。
申請期限	令和3年1月15日まで	令和3年1月15日まで	支給対象期間の末日の翌日から2カ月以内	4～6月分：9月30日まで 7月分：10月31日まで 8月分：11月30日まで 9月分：12月31日まで	令和3年1月31日まで	令和3年2月26日まで
申請方法	電子申請	電子申請	ハローワークへ来所または郵送申請	郵送申請、事業主を通じて申請も可能	電子申請または郵送申請	窓口または郵送申請
問い合わせ先	経済産業省 コールセンター 電話 0120-115-570 受付 8:30～19:00 8月まで(土日・祝日も対応) 9月以降(平日のみ)	経済産業省 コールセンター 電話 0120-653-930 受付 8:30～19:00 8月まで(土日・祝日も対応) 9月以降(平日のみ)	厚生労働省 ▽コールセンター 電話 0120-60-3999 受付 9:00～21:00(土日・祝日も対応) ▽ハローワーク函館 電話 0138-26-0735 受付 8:30～17:15(平日のみ)	厚生労働省 コールセンター 電話 0120-221-276 受付 8:30～20:00(土日・祝日は17:15まで)	コールセンター 電話 011-350-7262 受付 8:45～17:30(平日のみ)	役場商工観光課 電話 42-2275④238 受付 9:00～17:30(平日のみ)